

平成31年4月

教育委員会定例会議案等

新潟市教育委員会

平成31年4月教育委員会定例会議事日程

新潟市教育委員会

日 時	平成31年4月19日（金） 午後3時30分 開会
場 所	新潟市役所白山浦庁舎5号棟3階 教育会議室1
日 程	<p>第1 会議録署名委員の指名</p> <p>第2 付議事件</p> <p>議案第1号 第33期新潟市社会教育委員の委嘱について…………… 1</p> <p>議案第2号 2020年度使用新潟市小学校用教科用図書採択に関する基本方針について…………… 4</p> <p>議案第3号 2020年度使用新潟市中学校用教科用図書採択に関する基本方針について…………… 5</p> <p>議案第4号 2020年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する基本方針について…………… 6</p> <p>議案第5号 2020年度使用新潟市立特別支援学校・特別支援学級用教科用図書採択に関する基本方針について…………… 7</p> <p>議案第6号 2020年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針について…………… 8</p> <p>議案第7号 2020年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針について…………… 9</p> <p>第3 報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新潟市教育委員会事務専決規程の一部改正について……………当日配布 ・新潟市臨時教育職員に関する規則の一部改正について…………… 1 ・小針小学校事務職員による不適正事務の対応について……………当日配布 ・2020年度新潟市立学校教員採用選考検査の概要について…………… 4 <p>第4 次回日程</p> <p style="padding-left: 20px;">5月定例会 平成31年 5月30日（木）午後3時30分</p> <p style="padding-left: 20px;">6月定例会 平成31年 6月28日（金）午後3時30分</p> <p>第5 閉会</p>

付議事件

議案第1号

第33期新潟市社会教育委員の委嘱について

第33期新潟市社会教育委員を、次のとおりとしたいため議決を求める。

平成31年4月19日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

第33期新潟市社会教育委員の委嘱について

委嘱するもの

別紙名簿のとおり

第33期 新潟市社会教育委員の委嘱について

委嘱する委員 角野 仁美 (みらいず works)
 (任期：平成31年4月19日から平成32年5月1日まで)

解嘱する委員 本間 莉恵 (みらいず works 副代表理事)

第33期社会教育委員名簿

氏名	所属・職名等	区分	就任年 委員年数
いび むねひろ 伊比 宗宏	新潟市立新通小学校 校長	学校教育の関係者	平成29年 2年
たなか ひろかず 田中 宏和	新潟市立白井中学校 校長		平成30年 1年
おか まさこ 岡 昌子	新潟市立松浜中学校 地域教育コーディネーター	社会教育の関係者	平成30年 1年
さきがわ ひろと 笹川 博人	白根図書館友の会 副会長		平成30年 1年
かくの ひとみ 角野 仁美	みらいず works		平成31年
やまだ くみこ 山田 久美子	新潟市中央公民館運営審議会 委員		平成30年 1年
たなか かずあき 田中 一昭	新潟市小中学校PTA連合会 会長	家庭教育の向上に資する 活動を行う者	平成30年 1年
おがわ たかし 小川 崇	新潟中央短期大学幼児教育科 准教授	学識経験のある者	平成26年 5年
くもお しゅう 雲尾 周	新潟大学教職大学院教育学研究科 准教授		平成22年 9年
わたなべ あや 渡邊 彩	新潟中央短期大学幼児教育科 講師		平成30年 1年
すぎやま きだこ 杉山 節子	公募委員	市内に住所を有するもの	平成30年 1年

第33期 新潟市社会教育委員名簿（旧）

任期 平成30年5月2日から
平成32年5月1日まで

氏名	所属・職名等	区分	就任年 委員年数
いび むねひろ 伊比 宗宏	新潟市立新通小学校 校長	学校教育の関係者	平成29年 2年
たなか ひろかず 田中 宏和	新潟市立臼井中学校 校長		平成30年 1年
おか まさこ 岡 昌子	新潟市立松浜中学校 地域教育コーディネーター	社会教育の関係者	平成30年 1年
ささがわ ひろと 笹川 博人	白根図書館友の会 副会長		平成30年 1年
ほんま りえ 本間 莉恵	みらいず works 副代表理事		平成26年 5年
やまだ くみこ 山田 久美子	新潟市中央公民館運営審議会 委員		平成30年 1年
たなか かずあき 田中 一昭	新潟市小中学校PTA連合会 会長	家庭教育の向上に資する 活動を行う者	平成30年 1年
おがわ たかし 小川 崇	新潟中央短期大学幼児教育科 准教授	学識経験のある者	平成26年 5年
くもお しゅう 雲尾 周	新潟大学教職大学院教育学研究科 准教授		平成22年 9年
わたなべ あや 渡邊 彩	新潟中央短期大学幼児教育科 講師		平成30年 1年
すぎやま さだこ 杉山 節子	公募委員	市内に住所を有するもの	平成30年 1年

議案第 2 号

2020年度使用新潟市立小学校用教科用図書採択に関する基本方針について

2020年度使用新潟市立小学校用教科用図書採択に関する基本方針を，次のとおりと
したいため議決を求める。

平成 3 1 年 4 月 1 9 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

2020年度使用新潟市立小学校用教科用図書採択に関する基本方針について

- 1 小学校用教科用図書の採択を行う。
- 2 教科用図書の採択に関しては，義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律，関係法令及び通知に基づいて厳正に行う。
- 3 教科用図書の採択には，学校経営や学習指導の任に当たる教職員の教科用図書の研究成果とその意見を参考にする。
- 4 教科用図書の採択は，教科用図書審議委員会の答申に基づき，新潟市教育委員会が決定する。

議案第 3 号

2020年度使用新潟市立中学校用教科用図書採択に関する基本方針について

2020年度使用新潟市立中学校用教科用図書採択に関する基本方針を，次のとおりとしたいため議決を求める。

平成 3 1 年 4 月 1 9 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

2020年度使用新潟市立中学校用教科用図書採択に関する基本方針について

- 1 中学校用教科用図書（道徳科）は，2019年度と同一の教科用図書を採択する。
- 2 中学校用教科用図書（道徳科以外）の採択を行う。
- 3 教科用図書の採択に関しては，義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律，関係法令及び通知に基づいて厳正に行う。
- 4 教科用図書の採択には，学校経営や学習指導の任に当たる教職員の教科用図書の研究成果とその意見を参考にする。
- 5 教科用図書の採択は，教科用図書審議委員会の答申に基づき，新潟市教育委員会が決定する。

議案第 4 号

2020年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する
基本方針について

2020年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する基本方針を、次のとおりとしたいため議決を求める。

平成31年4月19日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

2020年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書
採択に関する基本方針について

- 1 高志中等教育学校前期課程用教科用図書（道徳科）は、2019年度と同一の教科用図書を採択する。
- 2 高志中等教育学校前期課程用教科用図書（道徳科以外）の採択を行う。
- 3 教科用図書の採択に関しては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、関係法令及び通知に基づいて厳正に行う。
- 4 教科用図書の採択には、学校経営や学習指導の任に当たる教職員の教科用図書の研究成果とその意見を参考にする。
- 5 教科用図書の採択は、教科用図書審議委員会の答申に基づき、新潟市教育委員会が決定する。

議案第 5 号

2020年度使用新潟市立特別支援学校・特別支援学級用教科用図書採択に関する
基本方針について

2020年度使用新潟市立特別支援学校・特別支援学級用教科用図書採択に関する基本方針を、次のとおりとしたいため議決を求める。

平成31年4月19日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

2020年度使用新潟市立特別支援学校・特別支援学級用教科用図書採択に関する基本方針について

- 1 一般図書（特別支援学校・学級用）の採択を行う。
- 2 図書の採択に関しては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、関係法令及び通知に基づいて厳正に行う。
- 3 図書の採択には、学校経営や学習指導の任に当たる教職員の研究成果とその意見を参考にする。
- 4 図書の採択は、教科用図書審議委員会の答申に基づき、新潟市教育委員会が決定する。

議案第 6 号

2020 年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針について

2020 年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針を、次のとおりとしたいため議決を求める。

平成 31 年 4 月 19 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

2020 年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針について

- 1 教科用図書の採択は，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 6 号の規定によって，新潟市教育委員会が行うが，採択に当たっては，各学校がそれぞれの教育課程に即し，教職員の意見や希望が反映されるようにする。
- 2 校長に，その学校に適する教科用図書を次の各項によって選定させ，その結果を尊重して採択する。
 - (1) 自校の教育課程実施に最も適切であると判断される教科用図書であること。
 - (2) 文部科学省の教科書編集趣意書等を活用するなど，教科用図書の比較検討を組織的，計画的に行うこと。
 - (3) 選定のための委員会等を設ける場合は，人選や機構について慎重に考慮し，責任体制を明確にすること。
 - (4) 不当な宣伝や勧誘に左右されることなく，公正を確保すること。

議案第7号

2020年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針について

2020年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針を、次のとおりとしたいため議決を求める。

平成31年4月19日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

2020年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針について

- 1 教科用図書の採択は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定によって、新潟市教育委員会が行うが、採択に当たっては、各学校がそれぞれの教育課程に即し、教職員の意見や希望が反映されるようにする。
- 2 校長に、その学校に適する教科用図書を次の各項によって選定させ、その結果を尊重して採択する。
 - (1) 自校の教育課程実施に最も適切であると判断される教科用図書であること。
 - (2) 文部科学省の教科書編集趣意書等を活用するなど、教科用図書の比較検討を組織的、計画的に行うこと。
 - (3) 選定のための委員会等を設ける場合は、人選や機構について慎重に考慮し、責任体制を明確にすること。
 - (4) 不当な宣伝や勧誘に左右されることなく、公正を確保すること。

報 告

新潟市臨時教育職員に関する規則の一部改正について

新潟市臨時教育職員に関する規則について、教育長代理により改正しましたので、報告します。

学校人事課

以下のとおり改正した。

1 改正理由

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30年法律第71号)の公布に伴う労働基準法の一部改正により、年10日以上、年次有給休暇が付与される労働者に対し、年5日については毎年時季を指定して年次有給休暇を与えることが規定された。この趣旨に合わせ、労働基準法の対象となる臨時教育職員(非常勤講師のみ)に適用される「新潟市臨時教育職員に関する規則」において、年次有給休暇の時季指定について定めるもの。

2 改正内容

○ 年5日以上の年次有給休暇の確実な取得

年次有給休暇が10日以上与えられた非常勤講師に対しては、付与日から1年以内に、当該非常勤講師の有する年次有給休暇の日数のうち5日について、当該非常勤講師の意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させるものとする。

ただし、非常勤講師の請求により年次有給休暇の取得を承認した場合においては、当該承認した日数分を、時季を指定して取得させる日数から控除するものとする。

3 施行日

平成31年4月1日

新潟市臨時教育職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月1日

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市教育委員会規則第6号

新潟市臨時教育職員に関する規則の一部を改正する規則

新潟市臨時教育職員に関する規則（平成29年新潟市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（臨時教育職員の休暇）」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第4条の2 年次有給休暇が10日以上与えられた非常勤講師に対しては、付与日から1年以内に、当該非常勤講師の有する年次有給休暇の日数のうち5日について、年次有給休暇を承認する権限を有する職員が当該非常勤講師の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させるものとする。ただし、非常勤講師の請求により年次有給休暇の取得を承認した場合においては、当該承認した日数分を、時季を指定して取得させる日数から控除するものとする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

新潟市臨時教育職員に関する規則(平成29年教育委員会規則第6号)新旧対照表

改正後(案)	現行	備考
<p><u>(臨時教育職員の休暇)</u></p> <p>第4条 臨時教育職員に別表第1に定める年次有給休暇を付与する。 2～5 (略)</p> <p><u>第4条の2 年次有給休暇が10日以上与えられた非常勤講師に対しては、付与日から1年以内に、当該非常勤講師の有する年次有給休暇の日数のうち5日について、年次有給休暇を承認する権限を有する職員が当該非常勤講師の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させるものとする。ただし、非常勤講師の請求により年次有給休暇の取得を承認した場合においては、当該承認した日数分を、時季を指定して取得させる日数から控除するものとする。</u></p> <p>第5条～第14条 略</p>	<p><u>(臨時教育職員の休暇)</u></p> <p>第4条 臨時教育職員に別表第1に定める年次有給休暇を付与する。 2～5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第5条～第14条 略</p>	<p>・見出しを 共通見出しに改正</p>

新潟市教育委員会事務専決規程の一部改正について

1 改正理由

新潟市事務専決規程が平成31年4月1日付けで一部改正されたこと、また、教育委員会事務局において事務の効率化のため、一部専決権限の見直しを行うもの。

2 主な改正内容

(1) 共通事務

ア 庶務に関する事項

項目	専決権者	
	改正前	改正後
附属機関に対する諮問に関すること (特に重要なものを除く)	副市長	教育次長

イ サービスに関する事項

項目	専決権者	
	改正前	改正後
課長等の日帰り県外出張を命令すること	教育次長	課長等
課長等の日帰りを除く出張を命令すること	教育次長	課長等
教育次長の外国出張を命令すること	副市長	教育次長
課長等の年次有給休暇及び特別休暇を承認し、又は欠勤の届を受理すること	教育次長	課長等

3 施行期日

平成31年4月1日

新潟市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年4月1日

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市教育長訓令第5号

新潟市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程

新潟市教育委員会事務専決規程（平成19年新潟市教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表1（1）の表の同表13の項を次のように改める

13 附属機関に対する諮問に関すること。（特に重要なものを除く。）	○		
-----------------------------------	---	--	--

別表1（2）の表の同表2の項，3の項，及び6の項中「，事務局参事，課長等」を削り，「課等の職員」を「事務局参事，課長等，課等の職員」に改め，同表4の項を次のように改める。

4 職員の外国出張を命令すること。	○		
-------------------	---	--	--

別表2 教育職員課の表の4の項を次のように改める。

4 非常勤職員の公務災害補償等を認定し，及びその補償の裁定をすること（新潟市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の適用を受ける者に限る。）	重要なもの	軽易なもの	
--	-------	-------	--

附 則

この規程は，平成31年4月1日から施行する。

改正後（案）	現行	備考																																																																																												
<p>○新潟市教育委員会事務専決規程 平成31年4月1日教育長訓令第5号</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>備考 別表中「○」の記載のあるものは、当該事項について、その相当欄の者が専決権限を有することを示す。</p> <p>1 共通事務に係る専決権限事項表</p> <p>(1) 庶務に関する事項表</p> <table border="1" data-bbox="190 459 1032 823"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>教育次長</th> <th>課長等</th> <th>係長(係及び室を置かない組織においては、課長等が専決するものとする。)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～12 (略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13 附属機関に対する諮問に関すること。(特に重要なものを除く。)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14 (略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 服務に関する事項表</p> <table border="1" data-bbox="190 858 1032 1299"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>教育次長</th> <th>課長等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 職員の日帰り県外出張を命令すること。</td> <td>教育次長</td> <td>事務局参事, 課長等, 課等の職員</td> </tr> <tr> <td>3 職員の日帰りを除く出張を命令すること。</td> <td>教育次長</td> <td>事務局参事, 課長等, 課等の職員</td> </tr> <tr> <td>4 職員の外国出張を命令すること。</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 職員の年次有給休暇及び特別休暇を承認し、又は欠勤の届を受理すること。</td> <td>教育次長</td> <td>事務局参事, 課長等, 課等の職員</td> </tr> <tr> <td>7～14 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 個別事務に係る専決権限事項表</p> <table border="1" data-bbox="190 1337 1032 1445"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>教育次長</th> <th>課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	教育次長	課長等	係長(係及び室を置かない組織においては、課長等が専決するものとする。)	1～12 (略)				13 附属機関に対する諮問に関すること。(特に重要なものを除く。)	○			14 (略)				項目	教育次長	課長等	1 (略)			2 職員の日帰り県外出張を命令すること。	教育次長	事務局参事, 課長等, 課等の職員	3 職員の日帰りを除く出張を命令すること。	教育次長	事務局参事, 課長等, 課等の職員	4 職員の外国出張を命令すること。	○		5 (略)			6 職員の年次有給休暇及び特別休暇を承認し、又は欠勤の届を受理すること。	教育次長	事務局参事, 課長等, 課等の職員	7～14 (略)			項目	教育次長	課長	1～3 (略)			<p>○新潟市教育委員会事務専決規程 平成19年4月1日教育長訓令第3号</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>備考 別表中「○」の記載のあるものは、当該事項について、その相当欄の者が専決権限を有することを示す。</p> <p>1 共通事務に係る専決権限事項表</p> <p>(1) 庶務に関する事項表</p> <table border="1" data-bbox="1149 459 1991 823"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>教育次長</th> <th>課長等</th> <th>係長(係及び室を置かない組織においては、課長等が専決するものとする。)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～12 (略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13 附属機関に対する諮問に関すること。</td> <td>軽易なもの</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14 (略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 服務に関する事項表</p> <table border="1" data-bbox="1149 858 1991 1299"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>教育次長</th> <th>課長等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 職員の日帰り県外出張を命令すること。</td> <td>教育次長, 事務局参事, 課長等</td> <td>課等の職員</td> </tr> <tr> <td>3 職員の日帰りを除く出張を命令すること。</td> <td>教育次長, 事務局参事, 課長等</td> <td>課等の職員</td> </tr> <tr> <td>4 職員の外国出張を命令すること。</td> <td>事務局参事, 課長等, 課等の職員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 職員の年次有給休暇及び特別休暇を承認し、又は欠勤の届を受理すること。</td> <td>教育次長, 事務局参事, 課長等</td> <td>課等の職員</td> </tr> <tr> <td>7～12 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>教育職員課</p> <table border="1" data-bbox="1149 1337 1991 1445"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>教育次長</th> <th>課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	教育次長	課長等	係長(係及び室を置かない組織においては、課長等が専決するものとする。)	1～12 (略)				13 附属機関に対する諮問に関すること。	軽易なもの			14 (略)				項目	教育次長	課長等	1 (略)			2 職員の日帰り県外出張を命令すること。	教育次長, 事務局参事, 課長等	課等の職員	3 職員の日帰りを除く出張を命令すること。	教育次長, 事務局参事, 課長等	課等の職員	4 職員の外国出張を命令すること。	事務局参事, 課長等, 課等の職員		5 (略)			6 職員の年次有給休暇及び特別休暇を承認し、又は欠勤の届を受理すること。	教育次長, 事務局参事, 課長等	課等の職員	7～12 (略)			項目	教育次長	課長	1～3 (略)			
項目	教育次長	課長等	係長(係及び室を置かない組織においては、課長等が専決するものとする。)																																																																																											
1～12 (略)																																																																																														
13 附属機関に対する諮問に関すること。(特に重要なものを除く。)	○																																																																																													
14 (略)																																																																																														
項目	教育次長	課長等																																																																																												
1 (略)																																																																																														
2 職員の日帰り県外出張を命令すること。	教育次長	事務局参事, 課長等, 課等の職員																																																																																												
3 職員の日帰りを除く出張を命令すること。	教育次長	事務局参事, 課長等, 課等の職員																																																																																												
4 職員の外国出張を命令すること。	○																																																																																													
5 (略)																																																																																														
6 職員の年次有給休暇及び特別休暇を承認し、又は欠勤の届を受理すること。	教育次長	事務局参事, 課長等, 課等の職員																																																																																												
7～14 (略)																																																																																														
項目	教育次長	課長																																																																																												
1～3 (略)																																																																																														
項目	教育次長	課長等	係長(係及び室を置かない組織においては、課長等が専決するものとする。)																																																																																											
1～12 (略)																																																																																														
13 附属機関に対する諮問に関すること。	軽易なもの																																																																																													
14 (略)																																																																																														
項目	教育次長	課長等																																																																																												
1 (略)																																																																																														
2 職員の日帰り県外出張を命令すること。	教育次長, 事務局参事, 課長等	課等の職員																																																																																												
3 職員の日帰りを除く出張を命令すること。	教育次長, 事務局参事, 課長等	課等の職員																																																																																												
4 職員の外国出張を命令すること。	事務局参事, 課長等, 課等の職員																																																																																													
5 (略)																																																																																														
6 職員の年次有給休暇及び特別休暇を承認し、又は欠勤の届を受理すること。	教育次長, 事務局参事, 課長等	課等の職員																																																																																												
7～12 (略)																																																																																														
項目	教育次長	課長																																																																																												
1～3 (略)																																																																																														

4 非常勤職員の公務災害補償等を認定し、及びその補償の裁定をすること（新潟市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の適用を受ける者に限る。）	<u>重要なもの</u>	<u>軽易なもの</u>
5～14（略）		

4 非常勤職員の公務災害補償等を認定し、及びその補償の裁定をすること（新潟市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の適用を受ける者に限る。）	○			
5～14（略）				

小針小学校事務職員による不適正事務の対応について

学校人事課

1 確定金額

(1) 諸校費

(単位:円)

区分		H29年度	H30年度	合計
不正引き出し金額		378,853	121,493	500,346 ①
内 訳	横領した金額	233,763	325	234,088
	使途不明金	145,090	121,168	266,258
現金納付後の不明金		29,395	168,459	197,854 ②

(2) 職員厚生費(針和会)

(単位:円)

区分		H30年度
不正引き出し金額		423,360
内 訳	他会計の立替分	219,666
	横領した金額	304 ③
	使途不明金	203,390 ④

2 本人への請求

(1) 諸校費 698,200 円 (①+②)

(2) 職員厚生費 203,694 円 (③+④)

 合計 901,894 円

- ・ 4月13日(土) 校長が通知書をもって自宅を訪問し、手渡した。
- ・ 4月15日(月) 本人が学校を訪れ全額弁済した。